

令和7年度 集団研修

浦添市介護予防・ 日常生活支援総合事業 ～適正なサービス利用に向けて～

浦添市 いきいき高齢支援課 予防支援係

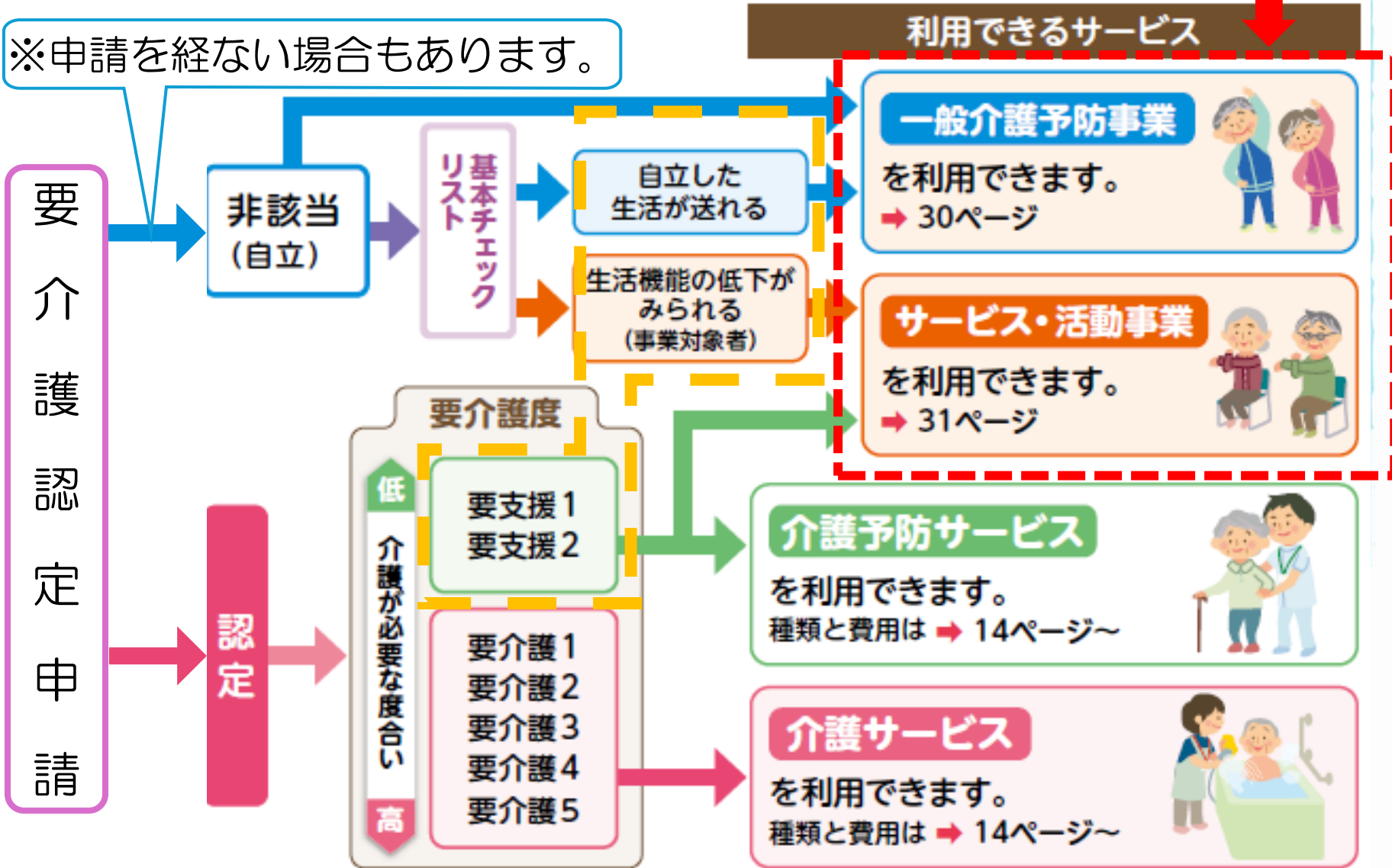
本日の内容

- ①総合事業とその目的
- ②リエイブルメントの視点
- ③従前相当サービスの立ち位置
- ④生活援助理由書について
- ⑤自立生活支援のための
見守りの援助（身体介護）
- ⑥共有スペースの掃除について
- ⑦まとめ

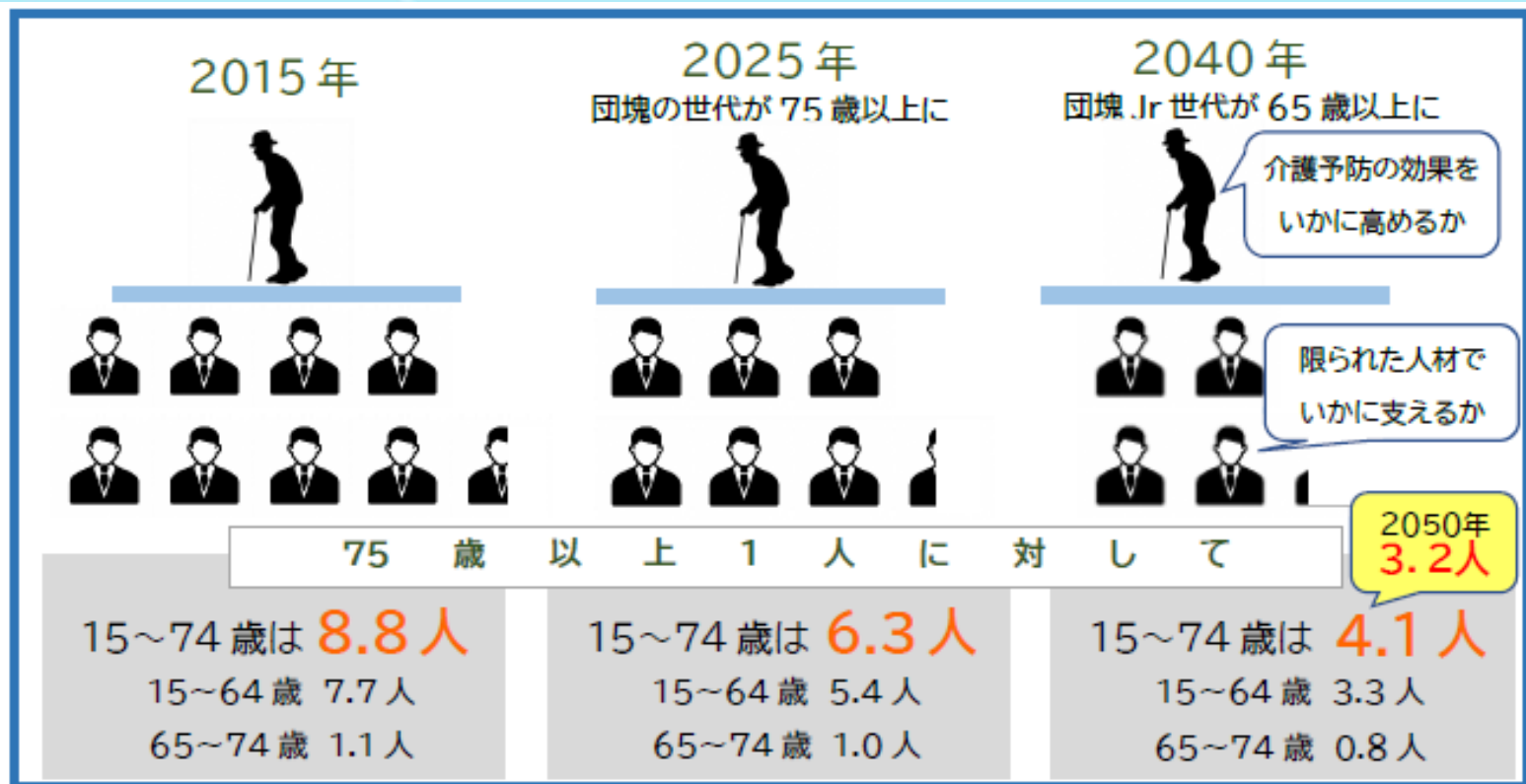
この部分

介護予防・日常生活支援総合事業とは

※申請を経ない場合もあります。



総合事業の目的



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」浦添市（平成30年・令和5年）

そこで

総合事業で「生活支援サービスの充実」と「介護予防の推進」を目指します！

限られた人材で高齢者を支えるため、
介護専門職以外の新たな支え手の確保、
サービスの多様化に取り組みます。

介護予防の効果を高めるため、
自立した高齢者を増やす取り組みを
強化します。

リエイブルメントの視点

ポイント「自立した状態に戻れる高齢者を増やす」

心身の状態

健康

フレイル

要介護

フレイルの段階
で介護予防に取
り組むことで、
健康な状態に回
復が可能！

リエイブルメント支援

生活を維持する
サービス

何もしない

年齢



総合事業の中の デイサービス と ホームヘルプ

従前相当 サービス

サービス・活動事業

生活機能の低下が見られるなど介護予防や生活支援が必要な方向けのサービスです。要支援1・2と認定された方、基本チェックリストで事業対象者に該当した方が利用できます。



通所型サービス・活動

■通所型サービス・活動C

以下の内容をおおむね3カ月間で実施する、短期集中型サービスです

- 浦添チャレンジライフ90:リハビリ専門職等との面談や運動プログラムの実践をとおして、セルフマネジメント能力を高め、支援が必要となる前の生活を取り戻すことを目指します。
- 歯がんじゅう教室:歯科医院などで、しっかり噛める訓練やお口の健康を保つ方法を学びます。



■介護予防通所介護相当サービス（デイサービス）

従来の介護予防通所介護に相当するサービスです。食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションを行います。



訪問型サービス・活動

■訪問型サービス・活動C（結いゆい訪問）

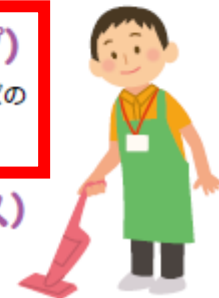
専門職が訪問し個別の課題に応じたプログラムを作成します。環境整備や屋外の移動評価、健康管理、栄養・口腔面へ総合的にアプローチします。

■介護予防訪問介護相当サービス（ホームヘルプ）

従来の介護予防訪問介護に相当するサービスです。食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助を行います。

■訪問型サービス・活動A（家事応援訪問サービス）

掃除・洗濯などといった、生活援助に特化したサービスです。

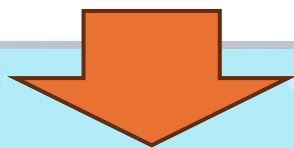


従前相当サービスの立ち位置

介護職員の不足

高齢者の需要の増加

要介護状態にならないと従前相当サービス
を利用できない未来が来るかもしれない



じゃあどうすれば
よいか？

健康寿命の延伸を目指して、
サービスにつなげるだけでなく、
地域につなげることが大切。



従前相当訪問型サービス

(留意事項)

○ 市町村において、総合事業の実施に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

・ 訪問介護員等による従前相当サービスについては、主に、**認知機能の低下等により日常生活に支障があるような症状や行動を伴うケース等、訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。**

・ 従前相当サービスを利用する場合には、**一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の活動を含む多様なサービス・活動に移行していくことを検討することが重要**である。

※「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（令和7年7月改正）」より

従前相当通所型サービス

(留意事項)

○ 市町村において、総合事業の実施に当たっては、以下の点に留意する必要がある。

・ 通所介護事業者の従事者による従前相当サービスについては、主に、多様なサービス・活動の利用が難しいケース・不適切なケースや、専門職の指導を受けながら生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれるケース等、**通所介護事業者の従事者による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。**この場合、一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の活動を含む多様なサービス・活動に移行していくことを検討することが重要である。

※「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（令和7年7月改正）」より

従前相当サービスの立ち位置



利用し続けることが
「当たり前」ではない！

専門的なサービスが必要な方へのサービス提供を行う。

⇒従前相当サービスの必要性の評価を常に行うことが求められる。



地域につながることを意識した、

自立支援的な関わり・

ケアプランの中でのサービスの位置づけ

生活援助理由書について

単に同居家族等の有無のみで一律機械的に判断してはならない。

同居家族等の
有無

適切な
ケアプラン

個々の
利用者の状況



具体的に判断

生活援助理由書
と
回答

※参考：平成20年8月25日付老健局振興課事務連絡

生活援助理由書の提出が 必要な場合について

①標準的な内容の
サービス

②生活援助
(20分～45分)
(45分以上)

③短時間の
身体介護
(20分未満)

同居家族等がいる場合、
生活援助理由書の提出が必要



自立生活支援のための 見守りの援助（身体介護）

利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のために利用者と
共に行う自立支援・重度化防止のためのサービス

※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」の一部改正について
（平成30年3月30日付老健局振興課通知）より

「共に行う」の考え方

一連の動作を
利用者と支援者で行う場合

例：利用者が掃除機で床掃除を
行う後ろから、クイックルワイ
パーを訪問介護員等が実施。

別々の動作を
利用者と支援者で行う場合

例：利用者が机の上の整理整頓
をしている間、訪問介護員等が
床掃除や水回りの掃除を行う。

💡 自立支援を目的としているか

共有スペースの掃除について

家族との共有スペースは**原則は**生活援助として
入れない…

ただし！

以前できていたことを
もう一度できるように

家庭内役割を
持ち続けるために

利用者の自立支援に資するものとして
ケアプランに位置付け



自立生活支援のための見守りの援助（身体介護）

まとめ

介護職員の不足

高齢者の需要の増加

総合事業対象者
要支援1・要支援2

自立した状態に戻れる高齢者
(改善可能性がある状態)

自立した高齢者を増やす

自立支援

「自立していた状態に近づける」
ケアマネジメントやサービスが大切。

生活援助
理由書

利用者の意欲の源を見極めた
目標を設定した
ケアマネジメント

活用

利用者の自立支援に
資するものとしての
サービス



ご清聴ありがとうございました。